

アメリカ反トラスト法の審議過程： 事業法との関係を巡る議論についての一考察

菅野 貴樹

1. 序論

本論は、アメリカ反トラスト法（競争法）の審議過程における事業法と反トラスト法との関係を巡る議論について検討して、Sherman 法、Clayton 法、連邦取引委員会法及び州際通商法は、common carrier における輸送独占に関して、排他的ではなく、非排他的に適用することを意図して制定されたものであることを紹介するものである。

公益事業に競争促進措置を講じるためには、二つの方法があるとされる。一つは、競争法が適用される場合でも、従来のように事業法の適用を中心にして、事業法により競争促進措置を導入する方法である。もう一つは、事業法が適用される場合でも、競争法の適用が可能であるならば、競争法の適用を否定しないものである。これらの二つの方法を比較検討するには、事業法及び競争法をそれぞれ排他的に適用することの是非が大きな論点になるであろう。

このことを検討するには、競争法を制定した際の立法者の意図を見るのが一案である。事業法及び競争法は、元来アメリカにおいて common law を元に成文化されたものであるが、反トラスト法（競争法）の端緒となる Sherman 法は、事業法の端緒となる州際通商法と同時期に制定されており、反トラスト法の審議過程では、事業法と反トラスト法との関係が議論されているからである。反トラスト法の審議過程において、事業法及び反トラスト法をそれぞれ排他的に適用することの是非が議論されているのであれば、公益事業に競争促進措置を講じる方法を検討する一助になるであろう。

本論は、このような趣旨から、アメリカ反トラスト法の審議過程における事業法と反トラスト法との関係を巡る議論について検討する。次項では、まず、Sherman 法の審議過程における Sherman 上院議員の提案内容を検討することにした。

2. Sherman 法と common law との関係

(1) Sherman 法の提案趣旨

本項では、Sherman 法の審議過程における Sherman 上院議員の提案趣旨を紹介する。その上で、Sherman 上院議員の提案時には、「common law の古くよく認識された原理」と「公的職業」の概念とを同じものと捉えており、事業法と反トラスト法とを区別していなかったことを示す。

アメリカの競争法は、反トラスト法といい、Sherman 法、Clayton 法及び連邦取引委員会法の3つの主要な法律から構成される。このうち、Sherman 法は、正式な名称を「An act to protect trade and commerce against unlawful restraints and monopolies（非合法的な抑制および独占に抗して取引および商業を保護する法律）」といい、1890年7月2日に公布された¹⁾。

Sherman 法は、common law の概念を用いて制定されたと言われている²⁾。Sherman 法の基礎となった（第51議会）法案（S.1）の提出者である Sherman 上院議員は、「法の新しい原理を表明するものではなく、common law の古くよく認識された原理を適用するものである。」と説明する³⁾。

1) 村上政博『アメリカ独占禁止法—アメリカ反トラスト法』8頁（弘文堂、1999年）
磯部喜一『アメリカ独占禁止法』19頁（同文館、昭和23年）

2) Phillip E. Areeda, Herbert Hovenkamp & Roger D. Blair, *Antitrust Law: An Analysis of Antitrust Principles and Their Application*, Little Brown and Co., II ¶301a, at 3 (2d ed. 2000) [Areeda, Hovenkamp & Blair [2000]]

Hans B. Thorelli, *The federal antitrust policy: origination of an American tradition*, Johns Hopkins Press, 9 (1955) 参照

3) 21 Cong. Rec. 2456 (1890)

谷原修身「シャーマン法制定をめぐる米国連邦議会の審議概要」公正取引476号17頁以下、19頁（公正取引協会、1990年）参照

しかし、この説明から Sherman 法が common law の概念を用いて制定されたと結論付けるのには、異論がある。Phillip E. Areeda, Herbert Hovenkamp 及び Roger D. Blair は、common law 及び法案の内容に関して、Sherman 上院議員の意見が問題点を含んでいることを指摘する。すなわち、common law に関する意見の一致がほとんどなかったことから、議会がいかなる doctrine も採用しなかったとする。また、common law による独占が公共または準公共の権限によって付与または保持されたものであったことから、Sherman 法 1 条も立法上の歴史も「取引の制限」に具体的な意味を与えない、及び Sherman 法 2 条が「独占」に対して何を言及するのか明確でないとする。その上で、Areeda, Hovenkamp 及び Blair は、Hoar 上院議員の発言を参照して、精巧でない common law の用語及び言及を使用することは、単に連邦裁判所に広大な権限を付与したに過ぎなかったと結論付ける⁴⁾。

(2) common law における事業法と反トラスト法との関係

ところで、Areeda, Hovenkamp 及び Blair の言う「common law による独占が公共または準公共の権限によって付与または保持されたものであった」旨の指摘は、興味深い視点を示したと考えられる。視点とは、事業法と反トラスト法とを区別しておらず、両者の関係を意識していなかったことである。以下、このことを示す。

まず、Sherman 上院議員が説明した「common law の古くよく認識された原理」は、事業法における原理であると考えられる。「common law の古くよく認識された原理」とは、「公的職業 (public calling / public employment)」と称された common carrier を含むある種の職業が、common law 上の特別の意味合いを有することである。園部逸夫教授の説明によれば、「公的職業」とは、中世英国の a) 一種の独占権の付与と同時に、b) 無差別の適切な履行をすべき法的義務を

4) Areeda, Hovenkamp & Blair [2000], supra note 2, ¶ 301 a at 3-4
21 Cong. Rec. 3146, 3152 (1890)

負う職業である⁵⁾。この「公的職業」の概念こそが、公益事業に課せられる事業法の概念である。この概念は、「公共の利益に作用される／公益関連性 (affected with a public interest)」の概念とともに、19世紀後半から20世紀前半のアメリカの一連の判例において、公益事業規制を課す根拠として争われた判断基準となった⁶⁾。Sherman 上院議員は、Sherman 法の趣旨説明において、「common law の古くよく認識された原理」として、事業法における原理を示していることになる。

さらに、Sherman 上院議員は、トラストを巡る事件判決の一例として、公益事業におけるフランチャイズに基づく義務を巡る事件判決を引用していると考えられる。Sherman 上院議員は、この法案がトラストまたは結合一般を対象とするものであるとして、いくつかの事件判決を引用する。しかし、引用された事件判決のうち、Handy 事件判決を含めたいくつかは common carrier またはその他の公益事業の義務を巡る事件判決であった⁷⁾。さらに、例証として引用された Handy 事件判決自体が、common law における特別な義務の理屈付けとして、事業法上の概念を説明している。Baxter 判事は、公益事業におけるフランチャイズが相互関係のある義務を伴うことを理由として、不当な区別が禁止されることを判示する⁸⁾。この公益事業におけるフランチャイズ及びこれに伴う相互関係のある義務は、事業法上の概念である。Sherman 上院議員は、トラストを巡る事件判決の一例として、事業法上の義務を巡る事件判決を引用していることになる。

5) 園部逸夫『行政手続の法理』258-60頁 (有斐閣, 昭和44年)

6) *Munn v. Illinois*, 94 U.S. 113 (1887)

Nebbia v. People of State of New York, 291 U.S. 502 (1934)

今村成和『私的獨占禁止法の研究—その背景と動態—』142-143頁 (有斐閣, 昭和31年) [初出「米国における Public Utility の法理小論」公益事業研究 6 卷 1 号101頁以下 (公益事業学会, 昭和29年)]

園部 [前掲注 5)] 262頁

北久一「公益事業とは」公益事業学会『公益事業概論 (現代公益事業講座 1)』9 頁以下, 41-43, 48-51頁 (電力新報社, 昭和49年)

7) 21 Cong. Rec. 2457 (1890)

Handy et al, Trustees, v. Cleveland and Marietta Railroad Company, 31 F. 689 (1887) [Handy]

8) *Handy*, supra note 7, at 692

このように、Sherman 上院議員の提案時には、「common law の古くよく認識された原理」を巡って、事業法と反トラスト法とを区別しておらず、両者の関係を意識していなかったものと考えられる。

無論、Sherman 上院議員の提案時の状況のみで、事業法と反トラスト法とを区別していなかったと結論付けるのは、不十分であると考えられる。一例を挙げると、Sherman 上院議員の提案時には、規制対象の問題など事業法と反トラスト法との相違について検討されておらず、両者の関係についても明らかにされていない。

しかし、Sherman 法の下院修正案及びこれを踏まえた上院修正案を巡る審議過程において、州際通商法と Sherman 法との関係が議論されることになる。次項では、これを検討することにしたい。

3. Sherman 法制定時における下院修正案

(1) Bland 下院議員の提案趣旨及び州際通商法との関係

本項では、Sherman 法の下院修正案及びこれを踏まえた上院修正案を巡る審議過程における州際通商法と Sherman 法との関係を巡る議論を紹介する。その上で、両者は、common carrier における輸送独占に関して、排他的ではなく、非排他的に適用しうることを考えていたとともに、Sherman 法は、追加した救済措置によって、州際通商法の原理の施行を大いに支援することを意図して制定されたものであることを示す。

Sherman 法は、最終的には、Sherman 上院議員が第51議会に提出した法案 (S.1) が基礎となったとされる⁹⁾。Bland 下院議員の修正案 (以下、Bland 修正案) は、この法案 (S.1) が上院審議の後に下院に送付され、下院審議を行った際に、Bland 下院議員が提起した条項を追加する修正案である。この内容は、「a) 販売または販売の契約のために一つの州または海外領土から輸送された商

9) 谷原 [前掲注3)] 19頁
Thorelli, *supra* note 2, at 174, 202-10

品の販売または購入に関する、または b) 一つの州または海外領土から他の州への人員または財物の輸送に関する、競争を妨げる目的のあらゆる契約または協定は、この法律の効力の範囲内において違法とされる。(略)」旨の条項を追加するものである。Bland 修正案の趣旨は、common carrier の輸送独占が Sherman 法上違法であることを明確にしたものである。Bland 下院議員は、修正理由のうち、輸送独占に関して「州際通商法の原理の施行を大いに支援する。州際通商法が適切な救済を与えないところで、この追加した救済措置が適用されるかもしれない。」と指摘し、後の審議過程で、何が「違法」であることを立法者が明確にすべきと主張する¹⁰⁾。この Bland 修正案は一部の文章修正の上、下院修正案として、上院に送付されることになる¹¹⁾。

ここで、下院修正案が、common carrier の輸送独占に関する州際通商法と Sherman 法との適用の関係に関する問題を結果的に明らかにしたことに注意する必要がある。

common carrier を対象とした州際通商法（制定時は商業規制法、以下同じ。）も、Sherman 法と同様に common law に由来するものであり、差別的取扱禁止、プーリングの禁止など、Sherman 法と類似した内容が含まれている。州際通商法は、Wabash 事件判決において、いわゆるグレインジャー運動に基づく州法を根拠とした州際の鉄道運賃の規制権限が否定されたことから、連邦憲法の州際通商条項に基づき制定されたものである¹²⁾。

10) 21 Cong. Rec. 4099, 5953 (1890)

11) Id. at 4104

12) Interstate Commerce Act, of February 4, 1887 (24 Stat. L., 379)

根岸哲『規制産業の経済法研究第1巻』注21 (19頁) (成文堂, 1984年) [初出「政府規制産業における規制と競争機能との交錯—アメリカ運送事業における展開を中心に—(一)・(二)』神戸法学雑誌19巻1・2合併号1頁以下及び369頁以下 (1969年)] 和田英夫「州際通商委員会 (I・C・C) の成立と展開」北海道大学法學會論集2巻45頁以下, 57-59頁 (1951年)

磯部 [前掲注1]) 13-16頁

石井彰次郎「鉄道規制と州際商業法の成立 (上)」経済理論95号1頁以下 (和歌山大学, 1967年 a)

石井彰次郎「鉄道規制と州際商業法の成立 (下)」経済理論96号21頁以下 (和歌山大学, 1967年 b)

J. D. Clark, The federal trust policy 22-23 (1931)

このように、州際通商法と Sherman 法とは、同様に common law に関連している。このため、common carrier の輸送独占に関して、州際通商法と Sherman 法との適用の関係に関する問題が生じる。この問題は、州際通商法を適用する輸送独占に対して Sherman 法も適用すべきか、他方で、Sherman 法の適用によって州際通商法の適用に制限が生じるかの問題である。

この輸送独占について、州際通商法と Sherman 法との適用の関係に関する問題は、下院修正案及びこれを踏まえた上院修正案を巡る審議過程において議論されることになる。

(2) 下院修正案及び上院修正案を巡る審議過程

Bland 修正案は、州際通商法が適用される common carrier における輸送独占について、州際通商法と Sherman 法とを排他的ではなく、非排他的に適用することの是非の問題を提起したものであると考えられる。この問題は、下院修正案及びこれを踏まえた上院修正案を巡る審議過程において議論されることになる。以下、下院修正案及び上院修正案を巡る審議過程の概要を述べる。

下院修正案について、上院は、司法委員会に付託し、上院修正案の報告を受ける¹³⁾。Hoar 上院議員は、上院修正案の報告に当たって、下院修正案のうち輸送独占に関する内容を変更させないものと結論付ける。Hoar 上院議員は、下院修正案が、a) 「一つの州または海外領土から別のところへ輸送する商品の販売または購入に関する、競争を妨げる目的のために締結されるあらゆる契約または協定は禁止される。」こと、及び b) 「一つの州または海外領土から別のところへの人員または財物の輸送に関する、競争を妨げる契約は禁止される。」ことの 2つの内容を含んでいることを指摘する。Hoar 上院議員は、このうち b) について、輸送が別の州で配達される商品の販売と州際取引または通商の観点から同等であることを理由として、「現状で法案によって既に包含されている。」が、「明白に記述した修正への同意にどんな害悪もない。」こと、及び修正への反対

13) 21 Cong. Rec. 4559 (1890)

が「上院では輸送独占を含まない（と判断している）」と解釈されることへの懸念を理由として、下院修正案を変更させないものと説明する¹⁴⁾。

下院修正案は、上院の司法委員会に再付託され、新たな上院修正案として、Edmund 上院議員は、「輸送運賃率が正当かつ合理的なものより上に上げられるような」旨を追加する案を報告して、上院修正案は（第1回）両院協議会にかけられた¹⁵⁾。

しかし、（第1回）両院協議会報告を受けた下院審議において、上院修正案を受けた両院協議会案についての意見は分かれた。両院協議会案は、上院修正案について若干の文章修正を行ったものであった¹⁶⁾。両院協議会の多数意見の声明として、Stewart 下院議員は、法案（S.1）の当初案の唯一の目的がいわゆるトラストの制御であったのに対して、下院修正案が法律の範囲をすべての協定に広げており、「輸送と商業の2つの産業における、過度または破壊的であるかもしれない競争の影響の救済のためのあらゆる協定を違法であると宣言する。」ことを懸念して下院修正案を修正したと説明する¹⁷⁾。

Culberson 下院議員は、両院協議会案が、下院修正案の条項に含まれる主題を逆にすると批判する。Culberson 下院議員は、両院協議会案について、合理的かつ正当である貨物運賃の場合に、契約または協定が合法化されることを指摘する。このため、「(州際通商法の反プーリング条項の)まさしくその目的は鉄道の競争を促進することであった。」のに対して、両院協議会案が実際にこの点で州際通商法を撤廃することを示す¹⁸⁾。Hill 下院議員も、両院協議会案の救済措置

14) Hoar 上院議員は、a) について、「議会の憲法上の権限（州際通商条項）の間違った概念である。」として削除したことを説明する。

Id. at 4559-60

Vest 上院議員も、Hoar 上院議員の意見に同意する。

Id. at 4560

15) Id. at 4753

16) Id. at 5950

17) Id.

18) Id. at 5950-51

Anderson 下院議員も、「両院協議会報告は州際通商法の反プーリング条項を実質的に撤廃する。」ことを批判する。

Id at. 5950

が排他的と見なされることを懸念して、「この主題の実際的な効果は、第一に明白に輸送運賃率に関する鉄道会社との全ての契約または協定を合法化する。」と主張する¹⁹⁾。

Stewart 下院議員は、当初案と州際通商法とが法令上別々で異なったものを対象とすることを理由として、下院修正案に反対する。Stewart 下院議員は、上院修正案について、「輸送会社が正当かつ合理的な運賃率で契約するのを認めるだけである。」として、「プーリングを禁止する州際通商法の条項が何であろうかといかなる関係もない。」と反論する。Stewart 下院議員は、下院修正案及び上院修正案の両方とも、当初案の効果を少しも拡張していないとともに、州際通商委員会の権限を取り上げるものではないと主張する。その上で、法令上別々で異なったものを対象とする州際通商問題を混乱させるとして、下院修正案が当初案には全く適切でない結論付ける²⁰⁾。これについて、Mason 下院議員は、「(旧約聖書のモーゼの) 十戒に条項を挿入する以前に、州際通商法に関して条項を含める必要がない。」旨の表現で批判して、当初案のとおり条項とすることを主張する²¹⁾。

これらに対して、Bland 下院議員は、両院協議会案に強く反対する。Bland 下院議員は、両院協議会案が輸送独占を包括的に対象とするかについて、Stewart 下院議員（肯定）及び Cullberson 下院議員（否定）の意見を参照する。その上で、「下院修正案によって付け加えられる法案の用語が保持されるならば、結合が明白な条件と明白な用語で法案によって包含されていることが何であれ問題はない。」が、そのことについての解釈が残されていないとして、「何が「違法」と訴えを解釈するのかについて、立法者が明確な立法上の宣言を行うのは義務である。」旨を主張する²²⁾。結局、両院協議会案は下院で否決される²³⁾。

他方、(第1回) 両院協議会報告を受けた上院審議において、Edmund 上院議

19) Id. at 5959-60

20) Id. at 5951, 5955, 5958

21) Id. at 5960-61

22) Id. at 5952

23) Id. at 5981

員は、下院修正案に対して再修正を要求する。Edmund 上院議員は、「上院を通過した当初の法案が、議会在が権限を有するあらゆる事件を包括的に対象とするのに適切であり、どんな種類の悪行のあらゆる事件も包含することができるくらい大まかである。」ことを理由として、下院修正案は完全に不要であったことを指摘する²⁴⁾。

そして、これらを踏まえ開催された（第2回）両院協議会において、下院修正案及び上院修正案の両方を撤回する両院協議会案が決定される²⁵⁾。（第2回）両院協議会報告を受けた下院審議において、Stewart 下院議員は、「このトラスト法案の規定は、合衆国憲法の下で、この問題に対する連邦議会の権限を明示する英語の表現と同様に大まかで、包括的で明示的である。」と締めくくりの発言を行い、法案（S.1）は当初案のとおり下院を通過した²⁶⁾。

(3) 下院修正案及び上院修正案を巡る審議過程における意見の一致

下院修正案及びこれを踏まえた上院修正案に対する賛否を見ると、Sherman 法の審議過程における発言者の意見には、Sherman 法と州際通商法との関係についてある種の意見の一致があるものと考えられる。一致した考えとは、両者が同一のカテゴリーに属するものであり、輸送独占に関して、排他的ではなく、非排他的に適用すべきものと考えられていたことである。さらに、このことから、Sherman 法は州際通商法の原理の施行を大いに支援することを意図したものと考えられていたと踏み込んで解釈するものである。以下、このことを示す。

下院修正案及び上院修正案に対する賛否の主たる論点は、次のように分類することができる。a) 法案（S.1）の当初案が下院修正案の説明する輸送独占に関する内容を含むのか、b) 上院修正案の「正当かつ合理的条項」が州際通商法5条の反プーリング条項に影響するのか、及びc) 下院修正案及び上院修正案が州際通商委員会の権限に影響するのかである。これらの論点は、それぞれ下記

24) Id. at 6116

25) Id. at 6312

26) Id. at 6314

のとおりまとめることができる。

上院修正案に反対する意見（Culberson 下院議員，Anderson 下院議員など）は，b) 上院修正案が州際通商法 5 条を撤廃すること，及び c) 州際通商委員会の権限に影響することを懸念する²⁷⁾。この意見は，a) 当初案が輸送独占に関する内容を含まないことで，当初案と州際通商法とが排他的に行使されるものと考えていることがその理由である。言い換えれば，この意見の発言者は，当初案と州際通商法とを排他的ではなく，非排他的に適用すべきことを考えていることが分かる。

上院修正案に反対しない意見（Hoar 上院議員，Edmund 上院議員など）は，a) 当初案が輸送独占に関する内容を含むことを主張する。このとき，b) 上院修正案が州際通商法 5 条を撤廃しないこと，及び c) 州際通商委員会の権限に影響しないことが導き出される。この意見は，当初案と州際通商法とが排他的に行使されないものと考えていることがその理由である。言い換えれば，この意見の発言者は，当初案と州際通商法とを排他的ではなく，非排他的に適用することがあり得ることを考えていることが分かる。

下院修正案に反対する意見（Stewart 下院議員，Mason 下院議員など）は，当初案と州際通商法とは法令上別々で異なったものを対象とすることを主張する。しかし，この意見は，当初案と州際通商法とが排他的に行使されるものと主張したものではないと考えられる。

これらを踏まえると，審議過程における発言者の意見には，輸送独占に関して，法案（S.1）と州際通商法とを排他的ではなく，非排他的に適用すべき意見の一致があるものと考えられる²⁸⁾。一致した考えとは，法案（S.1）が輸送独占に適用されるべきとする考えである。確かに，法案（S.1）を輸送独占に適用することの是非に関して，審議では様々な意見が出されており，下院修正案及び

27) Hill 下院議員の「(両院協議会案の救済措置は) 排他的と見なされる。」旨の懸念も，同じ文脈でとらえられる。

Id. at 5960

28) Id. at 4560

U.S. v. Trans-Missouri Freight Ass'n, 166 U.S. 290, 317 (1897) [Trans-Missouri] 参照

これに関する意見について、確定した解釈として一つに取りまとめるのは不可能であるとする指摘もある。また、下院修正案に対する Hoar 上院議員の発言のように、これらの意見にはある種の思惑が入っていたものもあると考えられる²⁹⁾。しかし、発言者の意見の根底には一致した考えがあり、輸送独占への適用が明確になっているか否かについての評価の相違から、下院修正案及び上院修正案に対する賛否が分かれたものと考えられる。上院修正案に反対する意見は、当初案が輸送独占に関する内容を含まないことを懸念するが、(第2回)両院協議会報告を受けた下院審議における、「(当初案の規定が) 広く、包括的で明示的である。」との説明で最終的に合意して、意見の一致を見ている³⁰⁾。

また、下院修正案及び上院修正案を巡る審議過程において、州際通商法と法案(S.1)とを同一のカテゴリーに属するものとして認識していたように見ることが出来る。上院修正案の州際通商法の施行への影響を懸念する旨の発言を見ると、このことが窺える。

さらに、法案(S.1)自体が州際通商法の原理の施行を大いに支援することを意図したものと考えられていたと解釈することができる。Bland下院議員は、Bland修正案の提案理由として、追加した救済措置によって州際通商法の原理の施行を支援することを主張する。しかし、当初案そのものがこの内容を含む趣旨であるとして最終的に意見の一致を見ている。このことから、当初案自体が州際通商法の原理の施行を支援する旨の意見の一致があったものと考えてよいであろう。

したがって、Sherman法の審議過程におけるある種の意見の一致を踏まえると、Sherman法及び州際通商法は、同一のカテゴリーに属するものであり、common carrierにおける輸送独占に関して、排他的ではなく、非排他的に適用しうることを意図して制定されたものであることが認められる。さらに、この

29) 21 Cong. Rec. 4560 (1890)

30) Culberson下院議員及びBland下院議員も、最終的に法案(S.1)の(第2回)両院協議会案となった当初案に賛成している。

Id. at 6313

ことから、Sherman 法は州際通商法の原理の施行を大いに支援することを意図したものと考えられていたと踏み込んで解釈することができよう。

無論、救済措置については、多くが Clayton 法及び連邦取引委員会法に定められている。次項では、これらの法律と州際通商法との関係を検討することにした。

4. Clayton 法及び連邦取引委員会法

(1) Clayton 法及び連邦取引委員会法の提案趣旨

本項では、Clayton 法及び連邦取引委員会法の Clayton 法11条（9 b 条）の追加などを巡る審議過程における州際通商法と両者との関係を巡る議論を紹介する。その上で、前項で述べた Sherman 法と州際通商法との関係と併せて、Sherman 法、Clayton 法、連邦取引委員会法及び州際通商法は、common carrier における輸送独占に関して、排他的ではなく、非排他的に適用しうることを意図して制定されたものであることを示す。

Clayton 法は、正式な名称を「An act to supplement existing laws against unlawful restraints and monopolies, and for other purposes, approved October 15., 1914（非合法的な抑制及び独占に抗する現行諸法律を補強しかつその他の諸目的をもつ法律 1914年10月15日）」といい、1914年10月15日に公布された³¹⁾。

Clayton 法及び連邦取引委員会法は、Standard Oil 事件判決が、いわゆる合理の原則を採用したことに起因して制定されたとされている。このため、Clayton 法及び連邦取引委員会法は、違反行為類型の明確化を図るとともに、民事的、行政的手法を用いて効率的に執行及び救済措置を行う目的で制定されたと評価される³²⁾。また、後者は、執行機関である連邦取引委員会の設置に特徴があると

31) 磯部 [前掲注 1)] 71-72頁

32) Standard Oil Co. of New Jersey v. United States, 221 U.S. 1 (1910)

Areeda, Hovenkamp & Blair [2000], supra note 2, ¶1301b1 at 5

Clark, supra note 12, at 166

磯部 [前掲注 1)] 71頁

指摘される。

ここで、Clayton 法及び連邦取引委員会法の審議過程において、設置した連邦取引委員会による執行及び救済措置が排他的に行使されることで、既存の Sherman 法による執行及び救済措置が排除される旨の問題が生じたことに注意する必要がある。Clayton 法の下院案は、2条、3条（下院案は4条）、7条（下院案は8条）、及び8条（下院案は9条）に罰則規定を有していたが、上院審議において2条及び3条が削除され、7条及び8条の罰則規定が削除された。（なお、最終的には、両院協議会で、2条及び3条は、罰則規定削除及び内容修正の上存置された。）³³⁾このため、罰則規定を欠く Clayton 法が排他的に行使された場合に、罰則規定を有する Sherman 法の骨抜きが生じることが懸念された。

この問題は、Clayton 法の審議過程において、Clayton 法11条（提案時は9 b 条）の創設を巡って議論されることになる。

(2) Clayton 法11条を巡る審議過程

Clayton 法11条（提案時は9 b 条）は、Clayton 法の他の条項の削除及び修正に関連して提案されたものである。これらの削除及び修正は、Clayton 法と Sherman 法の救済措置について、排他的ではなく、非排他的に適用することの是非の問題を提起したものであると考えられる。この問題は、Clayton 法11条を巡る審議過程においても議論される。以下、Clayton 法11条を巡る審議過程の概要を述べる。

Clayton 法11条（9 b 条）は、上院審議を行った際に、追加の修正条項（Amendment numbered 50）として提案された修正案である。この内容は、「会社、協会、組合、及び個人に対する（Clayton 法）2条、4条、8条、及び9条の条項を執行する権限は、それぞれの対象ごと別々に以下のとおり付与される。common carrier に適用されるときは州際通商委員会に、その他の全ての種類の

33) 小原敬士「アメリカにおける独占禁止政策の変遷(12)」公正取引80号24頁以下、25、27頁（公正取引協会、1957年）

商業に適用されるときは連邦取引委員会において、以下のとおり行使される。

(略)」旨の条項を追加するものである³⁴⁾。Culberson 上院議員は、修正条項の趣旨に関して「(連邦) 取引委員会法案とこの法案とを調和させることが意図される。」と説明する³⁵⁾。Clayton 法11条は、Clayton 法の他の条項 (2条, 3条 (4条), 7条 (8条) 及び8条 (9条)) の削除及び修正 (前述) に関連して提案されたものであるからである。Clayton 法11条の内容は、これらの条項について、州際通商委員会、連邦準備局 (当時) または連邦取引委員会の執行によることを明示したものである。

しかし、Clayton 法2条, 3条 (4条), 7条 (8条) 及び8条 (9条) の罰則規定の削除は審議過程において強い反対を受け、これに伴い Clayton 法11条 (9b条) に対しても反対意見が出されている。Clayton 法11条 (9b条) に対する反対意見は、この条項が Sherman 法に影響を与えることを主張する。Boarh 上院議員は、「調和から Sherman 法の骨抜きが生じる。」旨の懸念を示す³⁶⁾。Reed 上院議員も、「執行する権限がある委員会に与えられる。」旨の条項は、権限者が最初に行動するまで法廷が干渉できない排他的な権限に見える。」と批判する³⁷⁾。

これに対して、Clayton 法11条 (9b条) の実質的な提案者である Walsh 上院議員は、Sherman 法に影響を与えることを否定する³⁸⁾。Culberson 上院議員は、3条 (4条) 削除が11条 (9b条) 挿入にいかなる論理的関係も持っていないことを指摘する³⁹⁾。Cummins 上院議員も、11条 (9b条) 挿入と3条 (4条) 削除との間の矛盾が何もないとした上で、「2条違反に刑罰を付与して、同時に民事的救済措置が委員会決定で執行されるのを可能にする。」ことを指摘する⁴⁰⁾。さらに、Shields 上院議員は、「(禁止命令の形式での救済措置の制御を) 連邦取引

34) 51 Cong. Rec. 14223-24 (1914)

35) Id. at 14224

36) Id.

37) Id. at 14264

38) Id. at 14461

39) Id. at 14264

40) Id.

委員会に与える効果は追加的であり、Sherman 法は十分に効果を發揮したままである。」ことを指摘する⁴¹⁾。Culberson 上院議員も、「9 b 条で提供される救済措置は既存の救済措置に単に追加している。」旨、Shields 上院議員に同意して、「法律の執行のために単なる権限として、排他的な権限でなく、Sherman 法と他の反トラスト法の条項の追加的な権限が9 b 条によって与えられる。」と結論付ける⁴²⁾。この結果、Clayton 法11条（9 b 条）は、追加の修正条項（Amendment numbered 50）のとおり最終的に合意して、成立した。

(3) Clayton 法及び連邦取引委員会法を巡る審議過程における意見の一致

Clayton 法11条の追加を巡っての審議過程を見ると、審議過程における発言者の意見には、Clayton 法と Sherman 法及び州際通商法との関係についてある種の意見の一致があるものと考えられる。一致した考えとは、Clayton 法及び連邦取引委員会法が、既存の Sherman 法及び州際通商法に対して、排他的ではなく、非排他的に適用すべきものと考えられていたことである。これと前項で述べた州際通商法と Sherman 法との関係を併せると、Sherman 法、Clayton 法、連邦取引委員会法及び州際通商法が、排他的ではなく、非排他的に適用することを意図して制定されたものであるとまとめることができる。以下、このことを示す。

まず、審議過程における発言者の意見には、Clayton 法と Sherman 法との関係についてある種の意見の一致があるものと考えられる。一致した考えとは、Clayton 法と Sherman 法の救済措置について、排他的ではなく、非排他的に適用すべきとする考えである。Clayton 法11条（9 b 条）が Sherman 法に影響を与えることを否定する意見（Shields 上院議員、Culberson 上院議員、Cummins 上院議員）は、Clayton 法11条（9 b 条）による救済措置が追加的なものであり、

41) Id. at 14461

42) Id.

Floyd 下院議員も、Clayton 法11条に規定する救済措置が排他的ではなく、追加的であることを指摘する。

Id. at 16319

Sherman 法による救済措置を排除するものではないことを主張する。これに対して、Clayton 法11条（9 b 条）に対する反対意見（Boarh 上院議員，Reed 上院議員）は、この条項が Sherman 法による救済措置を排除することを懸念する。しかし、審議過程において、Clayton 法11条（9 b 条）の創設と3条（4 条）の削除とが無関係であり、既存の救済措置に単に追加したものであるとして、最終的には意見の一致を見ている。

Clayton 法と Sherman 法とを排他的ではなく、非排他的に適用することは、Sherman 法、Clayton 法及び連邦取引委員会法とを排他的ではなく、非排他的に適用することである。Clayton 法は、審議過程において、連邦取引委員会法との整合が図られたからである。Sherman 法、Clayton 法及び連邦取引委員会法を排他的ではなく、非排他的に適用することは、これらの法手続が調和することと言い換えることができる。Walsh 上院議員は、Culberson 上院議員の説明（前述）を補足して、Clayton 法11条（9 b 条）について、Clayton 法による法手続と連邦取引委員会法による法手続との調和を規定するものであると説明する⁴³⁾。

ここで、Clayton 11条（9 b 条）の趣旨は、単に Clayton 法と連邦取引委員会法との調和だけでなく、Clayton 法と州際通商法との調和を図るように規定されたことに注意すべきである。Clayton 法及び連邦取引委員会法を巡る審議過程を見ると、連邦取引委員会法5条と州際通商法2条及び3条とが同一または同種の条項であると考えることができるからである。Morgan 下院議員は、連邦取引委員会法5条の趣旨説明において「商業規制法（州際通商法）2条及び3条をモデルとする。」と説明する⁴⁴⁾。

無論、Clayton 法及び連邦取引委員会法を巡る審議過程において、連邦取引委員会法5条と州際通商法2条及び3条とが全く同一のものであると見なされたものではない。Morgan 下院議員の主張は執行機関について連邦取引委員会を創

43) Walsh 上院議員は、Clayton 法と連邦取引委員会法との手続きの相違を、前者は法廷で再審査されるのに対して、後者は委員会の命令が最終的であると指摘する。

Id. at 14224

前掲注35) 参照

44) Id. at 8856

設する趣旨のものである。また、州際通商法と Clayton 法及び連邦取引委員会法との相違として、規制対象の問題などが指摘されている⁴⁵⁾。

しかし、Clayton 法及び連邦取引委員会法を巡る審議過程における発言者の意見について見ると、少なくとも州際通商法と連邦取引委員会法とが、法手続について同じ立場に位置付けられる旨の意見の一致があるものと考えられる。州際通商法と連邦取引委員会法との相違の問題とは関係ないものとして、執行機関の関係が議論されているからである⁴⁶⁾。

こうしたことから、Clayton 法及び連邦取引委員会法の審議過程において、Clayton 法及び連邦取引委員会法は、既存の Sherman 法及び州際通商法に対して、排他的ではなく、非排他的に適用することを意図して制定されたものであることが認められる。これを前項で述べた州際通商法と Sherman 法との関係と併せて考えると、Sherman 法、Clayton 法、連邦取引委員会法及び州際通商法は、排他的ではなく、非排他的に適用することを意図して制定されたものであるものと結論付けることができよう。

5. おわりに

本論では、アメリカ反トラスト法の審議過程における事業法と反トラスト法との関係を巡る議論について検討する。その上で、Sherman 法、Clayton 法、連邦取引委員会法及び州際通商法は、排他的ではなく、非排他的に適用することを意図して制定されたものと結論付けるものである。

無論、審議過程において意見の一致があったとしても、このことがそのまま法律の内容及び解釈を確定させるものではない。

45) Cummins 上院議員は、州際通商法と連邦取引委員会法との法体系の相違を主張する。
Id. at 14534-35

46) Cummins 上院議員についても、Clayton 法11条（9 b 条）の審議過程において、対裁判所との関係で連邦取引委員会と州際通商委員会とを同じ立場に位置付けて議論を行っている。
Id. at 14227-28

しかし、Sherman 法を適用した初期の事件判決を見ると、反トラスト法の審議過程における議論が判決に反映されていることが認められる。Trans-missouri 事件の最高裁判決は、Sherman 法の制定時の審議過程における議論を検討し、審議過程における発言者の意見に一致した考えを認めた上で、州際通商法が適用される鉄道事業に対して、Sherman 法が適用できることを認める⁴⁷⁾。また、Reading Company and Temple Iron Company 事件は、州際通商法と Sherman 法とを組み合わせることで起訴する⁴⁸⁾。

本論で検討した反トラスト法の審議過程における議論が、公益事業に競争促進措置を講じる方法を検討する一助となれば幸いである⁴⁹⁾。

47) Trans-Missouri, *supra* note 28, at 318, 325-27
21 Cong. Rec. 4560 (1890)

根岸 [前掲注12)] 15-16頁, 88頁, 注25 (20頁) 及び注 6 (94頁)

48) U.S. v. Reading Co., 226 U.S. 324 (1912)

小原敬士「アメリカにおける独占禁止政策の変遷(9)」公正取引70号13頁以下, 16-17頁 (公正取引協会, 1956年)

49) 本論文のうち意見に係る部分は個人的なものである。